

議案第 27 号

天理市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

天理市乳幼児医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市乳幼児医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市子ども医療費助成条例

第 1 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 1 条の 2 を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

この条例において「子ども」とは、天理市内に住所を有する者であって、出生の日から12歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にあるものをいう。

第 2 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 3 条中「乳幼児」を「子ども」に、「医療費のうち」を「医療費（乳幼児以外の子どもにあっては入院に係る医療費に限る。）のうち」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者」を「乳幼児の医療費の助成を受けようとする対象者」に改め、同条第 2 項中「対象者」を「前項の証明書の交付を受けた対象者」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 8 月 1 日から施行する。